

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目1番地
株式会社 昭 文 社
代表取締役社長 黒 田 茂 夫

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 4階 富士
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期(自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期(自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)
- 第3号議案 定款一部変更の件(2)
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 第57期定時株主総会招集ご通知提供書面のうち「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.mapple.co.jp/>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。

したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部、ならびに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.maple.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

第57期 事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績全般の動向

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の景気対策や日銀の金融緩和に加え原油安等の影響により景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、後半には中国経済の減速による世界経済の下振れリスクや円高・株安による企業収益の下振れリスクも発生し、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度において当社グループは、当社の新規事業である訪日外国人観光客向けのインバウンド事業を確立すべく、多くの海外企業との提携案件等の実現を目指し活動するとともに、訪日外国人観光客向けアプリ『DiGJAPAN!』の改善・改良や収録エリア拡大等積極的に取り組むとともに、外国人エディタによる「地方（ローカル）」深掘りコンテンツを提供する『DiGJAPAN!』ウェブサイトを開発するなど、様々な訪日外国人観光客向けのサービスを展開してまいりました。また、本とアプリの＜ダブル使い＞といった新たな旅のスタイルを提供する、当社『まっぷるマガジン』の電子付録である「まっぷるリンク」の機能改善や対応商品の拡大にも努めることで累計400万ダウンロードを超える実績を獲得いたしました。2月1日には、インバウンド事業に関連する「旅行関連プラットフォーム提供事業」を展開すべく、(株)トリプコンを100%子会社として設立いたしました。

当連結会計年度における業績は、電子売上では、インバウンド関連の売上や各種スマートフォン向けアプリの売上の増加はあったものの、簡易型カーナビゲーション用アプリケーションソフト『マップルナビ』において、スマートフォン等での無料ナビアプリの影響や軽自動車の販売不振の影響が当初想定よりも大きく、売上高が大幅に減少し35億3百万円となり、前連結会計年度に比べ8億60百万円(19.7%)減少しました。市販出版物においては、期首における返品が当初想定通り大幅に減少したもの

の、最盛期である夏に書店店頭実売が想定よりも伸び悩む結果となりました。一方で、国内ガイドブック『たびまる』シリーズの改訂に加え、新ガイドシリーズとして『につぼんクルマ旅』シリーズを出版、また訪日外国人観光客向け商品『多言語地図TOKYO・KYOTO』や『首都圏発 日帰り 大人の小さな旅』、トリップアドバイザーとのコラボガイドブック第2弾等多くの新刊商品を出版してまいりました。加えて、『まっふるマガジン』や『まっふる超詳細！さんぽ地図』のmini版の出版による売上拡大もあり、前連結会計年度を大きく上回る売上を確保いたしました。これにより売上高は79億50百万円となり、前連結会計年度に比べ14億77百万円(22.8%)増加いたしました。特別注文品においては、紙媒体における厳しい状況は続いているものの、当社ブランドである『ことりっぷ』を活用した「ことりっぷ小冊子」の受注が地方自治体等を中心に順調に推移し、前連結会計年度実績を超える売上を獲得しました。広告収入、手数料収入におきましても、順調に推移いたしました。これにより売上高合計は前連結会計年度に比べ6億39百万円(5.2%)増加し、130億35百万円となりました。

損益面におきましては、利益率の高い電子売上の売上減少や退職給付会計における費用負担増、返品調整引当金繰入額の大幅増加等により売上原価負担が増加しましたが、一方で前連結会計年度におけるデータベースの減損処理に伴いその償却負担が減少、またメンテナンス費用の削減に加え、市販出版物における原価削減効果もあり売上原価は大幅に減少(売上原価率が低下)しました。販売費及び一般管理費におきましても、新規事業であるインバウンド事業での先行投資、営業経費の増加や退職給付会計における費用負担増はあるものの、広告宣伝費や研究開発費、業務委託費、のれん償却額等の費用削減により前連結会計年度を下回る結果となりました。これにより、当連結会計年度では営業利益3億6百万円を計上することができました(前連結会計年度は、営業損失9億34百万円)。経常利益は3億63百万円となりました(前連結会計年度は、経常損失8億87百万円)。また、特別利益として保有有価証券の売却に伴い投資有価証券売却益1億71百万円を計上いたしました。加えて法人税率の引き下げに伴い、税効果会計における法定実効税率が下がったことにより、繰延税金負債のみを計上している当社においては、法人税等調整額が41百万円の減少となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は5億38百万円となりました(前連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純損失70億42百万円)。

当連結会計年度の分類別売上高の概況は次のとおりであります。

区	分	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
市 販 出版物	地 図	3,206,879	24.6	138.3
	雑 誌	3,281,942	25.2	111.3
	ガイドブック	1,246,708	9.6	106.3
	実 用 書	214,788	1.6	674.0
小 計		7,950,318	61.0	122.8
特 別 注 文 品		732,420	5.6	109.6
広 告 収 入		801,256	6.1	93.1
電 子 売 上		3,503,056	26.9	80.3
手 数 料 収 入		48,310	0.4	157.3
合 計		13,035,362	100.0	105.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、6億11百万円であり
ます。主な内容は、新規データベースの構築1億25百万円、各種サービスに
活用するソフトウェア等4億42百万円及び車両運搬具・OA機器などの有形固
定資産43百万円であります。

③ 資金調達の状況

海外から日本を訪れる観光客への情報提供を行う「インバウンド事業」の
拡大を目的とした第三者割当による第1回、第2回及び第3回新株予約権の
発行に伴い、平成27年6月15日、割当先であるウィズ・アジア・エボリュ
ーション・ファンド投資事業有限責任組合から総額で6百万円の払い込みを受
けました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承
継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状
況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第54期 平成25年3月期	第55期 平成26年3月期	第56期 平成27年3月期	第57期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売上高(千円)	14,638,117	13,870,982	12,395,933	13,035,362
経常損益(千円)	334,665	699,278	△887,519	363,102
親会社株主に帰属する当期純損益(千円)	357,910	433,524	△7,042,241	538,169
1株当たり当期純損益(円)	21.52	26.07	△423.51	32.37
総資産(千円)	33,795,840	33,992,471	28,328,450	28,063,361
純資産(千円)	28,652,495	29,004,584	21,978,406	21,652,915

- (注) 1. 第54期において売上高が減少した要因は、市販の地図出版物の売上が前連結会計年度の東日本大震災の復興における需要増加の反動を受けたことなどで減少したことによります。また、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が減少した要因は、売上高の減少に加え、海外ガイドブックの新シリーズの創刊や出版物連動のスマートフォン向けアプリケーションの多数投入に伴う売上原価の増加によるものです。
2. 第55期において売上高が減少した要因は、市販の地図出版物及び海外旅行書出版物の売上が減少したこと並びに連結子会社である株式会社昭文社デジタルソリューションの事業の一部を譲渡した影響で、同事業に関する売上が減少したことによります。また、経常利益が増加した要因は、前連結会計年度の海外ガイドブック創刊に伴う原価増の影響の緩和及び販管費の大幅な削減によるものです。
3. 第56期において売上高が減少した要因は、成長事業であったカーナビゲーション事業の低迷や市販の地図出版物で返品が増加したことなどによります。経常損失に転じた主な要因は、売上高の減少に加えて、新刊ガイドの創刊に伴う原価増及び販管費の増加があったためです。当社グループの事業環境の変化及び事業方針の転換に伴い、特別損失として減損損失を計上し、最終利益は親会社株主に帰属する当期純損失に転じました。
4. 第57期において売上高が増加した要因は、期首において市販出版物の返品が減少したことや新刊商品の売上が拡大したことなどによります。経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に結び付いた主な要因は、前連結会計年度におけるデータベースの減損処理に伴う償却負担の減少や市販出版物の原価削減による売上原価の減少、販管費の削減、投資有価証券の売却による特別利益の計上があったためです。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
キャンバスマップル株式会社	百万円 450	% 100.0	カーナビゲーション用地図ソフトウェアの開発・企画制作・販売
株式会社マップル・オン	80	100.0	モバイル（携帯、スマートフォン）向けアプリケーションソフトの企画開発・販売及びWeb広告事業
株式会社昭文社デジタルソリューション	458	100.0	当社電子事業であるデータベースの企画・制作

(4) 対処すべき課題

当社は創業以来、「地図をベースに限りない挑戦により変化の時代を拓き、社会に貢献する」という経営理念のもと、顧客のニーズに応えた最高の地図をつくり、もっとも信頼される新鮮な情報を提供することに邁進してまいりました。

また、「革新を追求」という社是を実践し、今日の地図・旅行ガイドブックを中心とした出版事業を確立してまいりました。

しかし近年、情報提供方法も従来の紙媒体から電子媒体へと移り、多くの利用者に多種多様な情報を大量に提供することが可能となってまいりました。このような事業環境において当社グループでは、単なる地理情報の提供から、「旅やおでかけの特選情報を提供し、“幸せの記憶となる体験”のお手伝いをする」ことで、多くの人々に喜びを感じてもらい、旅と好奇心で日本を元気にすることを、旅を通じて紛争のない平和で豊かな世界を実現することを目指して、社会貢献するべく、『旅でもっとつながる世界へ。好奇心でもっと感じる世界へ。』を新たな企業理念といたしました。

また、上記企業理念に基づき、以下の4つを経営の基本方針として積極的な事業展開を図ってまいります。

1. 旅行活動のトータルサポーターを目指します。
2. 旅やおでかけに寄り添うブランド価値を育成します。
3. “ローカリゼーション” “グローバリゼーション”を両立します。
4. 共鳴力と協働力を大切にします。

上記経営方針に基づき

1. 「旅行活動のトータルサポーターを目指します。」においては、旅のきっかけ作りから計画、手配、滞在や回遊の支援、思い出整理まで、お客さま視点で旅の体験価値を高めることを目指します。
2. 「旅やおでかけに寄り添うブランド価値を育成します。」においては、商品ブランド“まっぷる” “ことりっぷ”と、その基盤となるコーポレートブランド“MAPPLE”のブランド価値を育成し、選ばれる旅のブランドであります。
3. 「“ローカリゼーション” “グローバリゼーション”を両立します。」においては、地方が主体の持続可能な観光産業の発展を応援します。旅というリアルなつながりによって理解と共感が連鎖する、そして誰もが安心して旅に出られる平和で豊かな世界の実現を応援します。
4. 「共鳴力と協働力を大切にします。」においては、既存の仕組みにとらわれず、新しいこと、おもしろいことに共鳴する力。ユーザー、取引先、社員同士がともに力を合わせ作り上げる協働の力。この2つの力を大切にイノベーションを起こします。

変化の激しい近年、情報の提供媒体もデジタルメディアへと急速な広がりを見せ、情報提供会社にとっては紙媒体も含めた各メディアの特性を活かした利便性の高い商品を開発することが重要となってきております。

当社グループにおきましても各メディア、デバイスにとらわれず、本当に価値のある特選情報を提供できるサービスを数多く展開していくことが大きな課題となっております。

このような情報発信のマルチデバイス化や最適な商品・サービスの提供を推進する上で、企画・制作体制を抜本的に改革し、メディアにとらわれない制作体制の構築が急務となっておりますが、前々連結会計年度からデジタルコンテンツ制作と出版制作を統合しワンソースマルチユースを実現すべく取り組んでまいりました。

すでに当連結会計年度には、旅行ガイドブックやマガジンと連携するスマートフォンアプリ『まっふるリンク』を無償提供することで出版物の付加価値を高める施策を実施しておりますが、より利用者にとって使いやすく、役に立つサービスを提供していくことが重要であると考えております。

さらに、旅好きな女性に圧倒的な支持を得ている『ことりっぷ』は、そのブランド力も評価され、出版物以外の商品とのコラボレーションも多数実現されてきました。次なるステップとして、この『ことりっぷ』ブランドを多くの業界に対して広く展開していくことが課題となっております。

従来の出版事業、電子事業の事業環境が厳しい中、新たな事業として「インバウンド事業」を積極的に展開していきます。近年日本においては、海外からの観光客が増加してきているとともに、2020年には東京オリンピックの開催も決まり、今後さらに多くの外国人観光客が急増する見込みとなっております。このような状況の中、従来、各種旅行情報を整備してきている当社グループにおいては絶好のビジネスチャンスであり、これら外国人観光客への情報提供を行う「インバウンド事業」は、重要事業のひとつとして位置づけ、早急にサービス提供を展開していく必要があります。すでに台湾やタイ向けFacebookページの開設、5か国語対応の観光アプリケーション『DiGJAPAN！（ディグジャパン）』（スマートフォン用）の提供等も始めておりますが、更なるサービスの充実が急務となっております。また、訪日観光客数も多く、購買力も大きな中国人向けサービスにおいては、中国企業との積極的な業務提携を通じて、どこよりも早く、どこよりも多くの観光客にアプローチできるサービスの提供を行ってまいります。

当社グループが今後も一般利用者まで行きわたる情報発信を継続するにあたり、提供するコンテンツの品質維持向上が重要な課題となっております。すでに、品質管理部署が中心となり、当社グループ各社全社員が品質を保証していくための具体的に取り組むべき活動方針を定め周知するとともに最善の努力を払い、更なる品質向上に取り組んでまいります。

上記課題に対して、グループ一丸となり、経営資源を投入して解決してまいります。

株主の皆様には、引き続きあたたかいご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、独自開発による地図データ・ガイドデータを中核とし、それを活用した地図・雑誌・ガイドブックの企画・制作及び出版販売や、デジタルデータベースの企画・制作・販売およびそれらを活用したサービスの提供等「地図・旅行情報提供事業」を展開しております。

当社グループの主要品目・サービスは以下のとおりであります。

区 分		主要品目・サービス
市 販 出 版 物	地 図	スーパーマッブル、街の達人、県別マッブル、ライトマッブル、ツーリングマッブル、都市地図、山と高原地図
	雑 誌	まっぶるマガジン国内地域版、まっぶるマガジンテーマ版、まっぶるマガジン海外地域版、ことりっぶマガジン
	ガ イ ド ブ ッ ク	ことりっぶ、ことりっぶ海外版、たびまる、トラベルデイズ、にっぽんクルマ旅
	実 用 書	なるほどkids
特 別 注 文 品		地図データ・ガイドデータを利用した業務用・販促用・官公庁向けオリジナル地図及びガイドブック、記念品用世界地図帳・日本地図帳
広 告 収 入		市販出版物への広告掲載
電 子 売 上	デ ジ タ ル コ ン テ ン ツ	MAPPLEデジタル地図データ、MAPPLE道路ネットワークデータ、MAPPLE歩行者ネットワークデータ、行政区画ポリゴンデータ、帰宅支援マップデータ、MAPPLE POIデータ、特集コンテンツ、MAPPLEアドレスデータ、MAPPLE外国語データ、山あるきデータベース
	ソ リ ュ ー シ ョ ン	略地図作成ツール「デフォルメマップ作成ツール」、座標付与ソフトウェア「MAPPLEアドレスマッチングツール」、業務用地図システム開発キット「MappleG-SDK」
	配 信 サ ー ビ ス	ACCESS MAPPLE、MappleAPI、MAPPLE観光情報API
	受 託 サ ー ビ ス	座標付与サービス、地図データ入力、システム開発/運用
	ナ ビ ゲ ー シ ョ ン	カーナビアプリケーション「マップルナビ」、ナビゲーションシステム向けコンテンツ提供
	コ ン テ ン ツ サ ー ビ ス	訪日観光客向けスマートフォン用アプリケーション「DiGJAPAN!」、スマートフォン向けアプリケーション「まっぶるリンク」、同「山と高原地図」、同「震災時帰宅支援マップ」、同「GOLFな日」、同「海釣図」
	市 販 ソ フ ト	電子地図ソフト「スーパーマッブル・デジタル」
手 数 料 収 入	W e b サ イ ト	訪日観光客向け情報サイト「DiGJAPAN!Web」、宿泊予約サイト「MAPPLEトラベル」、コミュニティサイト「ことりっぶ」

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

株 式 会 社 昭 文 社	本 社	東京都千代田区麹町三丁目1番地
	支 社	大阪府大阪市淀川区
	制 作 本 部	東京都江東区
	営 業 所	仙台、横浜、名古屋、福岡
	商品センター	東京都足立区、大阪府摂津市、埼玉県加須市

② 子会社

キャンバスマップル株式会社	本 社	東京都千代田区麹町一丁目6番2号
株式会社 マップル・オン	本 社	東京都千代田区麹町二丁目2番4号
株式会社 昭文社 デジタル ソ リ ュ ー シ ョ ン	本 社	千葉県市原市五井3926番地1

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
468 [174]	+10

（注）使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員（1人1日7時間換算、年間平均人員）については〔 〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
393 [130]	+11	42.1歳	15.5年

- （注）1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、嘱託社員・契約社員及び臨時従業員（1人1日7時間換算、年間平均人員）については〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年齢・平均勤続年数は当社から社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	470,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	170,000
株式会社りそな銀行	130,000
株式会社千葉銀行	20,838

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 57,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,307,750株
- ③ 株主数 23,077名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
黒 田 敏 夫	3,574	21.49
黒 田 茂 夫	1,699	10.22
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	918	5.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	858	5.16
昭 文 社 社 員 持 株 会	665	4.00
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	347	2.08
C B N Y - D F A I N V E S T M E N T T R U S T C O M P A N Y - J A P A N E S E S M A L L C O M P A N Y S E R I E S	238	1.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	230	1.38
株 式 会 社 フ ァ ウ ン ダ ー ・ マ ッ プ ル	180	1.08
株 式 会 社 エ ム テ ィ ー ア イ	174	1.04

(注) 1. 持株比率は、自己株式（679,814株）を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を679,814株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス <http://www.mapple.co.jp/>)に掲載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	黒 田 茂 夫	キャンバスマップル株式会社取締役 株式会社トリブコン取締役
取 締 役	大 野 真 哉	経営管理担当 経営管理本部長 キャンバスマップル株式会社取締役 株式会社昭文社デジタルソリューション監査役 株式会社マップル・オン監査役 株式会社トリブコン監査役
取 締 役	内 田 次 郎	グローバル事業担当 グローバル事業本部長 キャンバスマップル株式会社取締役 株式会社マップル・オン取締役
取 締 役	熊 谷 隆 司	基盤情報制作・メディアコミュニケーション・ ブランドコミュニケーション担当 キャンバスマップル株式会社取締役 株式会社昭文社デジタルソリューション取締役
取 締 役	清 水 康 史	出版営業・ソリューション営業担当 株式会社マップル・オン取締役
取 締 役	安 藤 敬 太 郎	株式会社アンダース代表取締役
常 勤 監 査 役	渡 邊 裕	キャンバスマップル株式会社監査役
監 査 役	関 聡 介	弁護士 エレマテック株式会社取締役
監 査 役	桑 野 雄 一 郎	弁護士

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第56期定時株主総会において、安藤敬太郎氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役安藤敬太郎氏は社外取締役であります。
3. 監査役関聡介氏及び桑野雄一郎氏は社外監査役であります。
4. 当社は取締役安藤敬太郎氏、監査役関聡介氏及び桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 黒田茂夫氏及び大野真哉氏は、平成28年2月1日に設立された株式会社トリブコン(当社子会社)の取締役及び監査役にそれぞれ就任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	6名 (1名)	124,722千円 (2,367千円)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	3名 (2名)	17,078千円 (8,489千円)
合 計	9名	141,800千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額21,900千円（取締役6名に対し20,600千円（うち社外取締役1名に対し300千円）、監査役3名に対し1,300千円（うち社外監査役2名に対し600千円））が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役安藤敬太郎氏は、株式会社アンダースの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役関聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役桑野雄一郎氏は、平成28年6月23日開催予定の豊田通商株式会社の定時株主総会で、社外監査役に選任される予定であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 安藤 敬太郎	平成27年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全て（100%）に出席いたしました。主に経営者として培われた豊富な経験に基づいて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 関 聡介	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回（92.9%）、監査役会24回の全て（100%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 桑野 雄一郎	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会24回の全て（100%）に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からコンプライアンス面を重視した意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,500千円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス <http://www.mapple.co.jp/>)に掲載しております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	17,191,437	流 動 負 債	4,202,486
現金及び預金	8,923,918	支払手形及び買掛金	1,015,847
受取手形及び売掛金	4,295,780	短期借入金	770,000
有価証券	1,325,527	1年内返済予定の長期借入金	20,838
商品及び製品	1,762,628	未払費用	325,988
仕掛品	507,893	未払法人税等	66,605
原材料及び貯蔵品	3,118	未払消費税等	139,044
その他	373,378	賞与引当金	308,085
貸倒引当金	△808	返品調整引当金	1,013,605
固 定 資 産	10,871,923	その他	542,472
有形固定資産	6,746,486	固 定 負 債	2,207,959
建物及び構築物	2,417,745	社 債	1,000,000
機械装置及び運搬具	34,838	繰延税金負債	864,157
工具、器具及び備品	79,952	役員退職慰労引当金	246,400
土地	4,213,950	退職給付に係る負債	95,310
無形固定資産	742,398	その他	2,092
データベース	118,692	負 債 合 計	6,410,445
ソフトウェア	614,414	(純資産の部)	
その他	9,291	株 主 資 本	21,293,026
投資その他の資産	3,383,038	資 本 金	9,903,870
投資有価証券	2,151,129	資本剰余金	10,708,236
退職給付に係る資産	1,032,552	利益剰余金	1,206,292
その他	620,752	自 己 株 式	△525,371
貸倒引当金	△421,395	その他の包括利益累計額	332,176
資 産 合 計	28,063,361	その他有価証券評価差額金	609,046
		退職給付に係る調整累計額	△276,870
		新 株 予 約 権	27,713
		純 資 産 合 計	21,652,915
		負 債 純 資 産 合 計	28,063,361

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,035,362
売 上 原 価		8,253,204
売 上 総 利 益		4,782,158
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 差 額		406,328
差 引 売 上 総 利 益		4,375,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,068,996
営 業 利 益		306,834
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,615	
受 取 配 当 金	29,948	
受 取 貸 貸 料	30,487	
保 険 配 当 金	4,052	
そ の 他	25,337	92,441
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,035	
貸 貸 収 入 原 価	8,981	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,119	
株 式 交 付 費	10,858	
そ の 他	2,178	36,173
経 常 利 益		363,102
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,422	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	171,610	173,032
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	2,345	2,347
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		533,787
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,412	
法 人 税 等 調 整 額	△41,794	△4,381
当 期 純 利 益		538,169
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		538,169

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日期首残高	9,903,870	10,708,236	1,000,683	△525,281	21,087,507
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△332,560		△332,560
親会社株主に帰属する 当期純利益			538,169		538,169
自己株式の取得				△89	△89
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	205,608	△89	205,518
平成28年3月31日期末残高	9,903,870	10,708,236	1,206,292	△525,371	21,293,026

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年4月1日期首残高	936,631	△45,732	890,898	－	21,978,406
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△332,560
親会社株主に帰属する 当期純利益					538,169
自己株式の取得					△89
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△327,584	△231,138	△558,722	27,713	△531,009
連結会計年度中の変動額合計	△327,584	△231,138	△558,722	27,713	△325,490
平成28年3月31日期末残高	609,046	△276,870	332,176	27,713	21,652,915

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,653,363	流動負債	3,797,650
現金及び預金	7,382,426	買掛金	763,956
受取手形	18,450	短期借入金	770,000
売掛金	4,423,074	未払金	444,035
有価証券	1,325,527	未払費用	260,182
商品及び製品	1,765,747	未払法人税等	52,647
仕掛品	422,393	未払消費税等	132,908
原材料及び貯蔵品	3,118	賞与引当金	272,533
前払費用	37,687	返品調整引当金	1,013,605
その他	275,826	その他	87,781
貸倒引当金	△888	固定負債	2,232,836
固定資産	11,581,117	社債	1,000,000
有形固定資産	6,137,700	繰延税金負債	986,436
建物	2,022,855	役員退職慰労引当金	246,400
構築物	6,942	負債合計	6,030,486
機械及び装置	11,075	(純資産の部)	
車両運搬具	22,786	株主資本	20,567,259
工具、器具及び備品	66,130	資本金	9,903,870
土地	4,007,910	資本剰余金	10,708,236
無形固定資産	596,872	資本準備金	8,708,236
データベース	118,892	その他資本剰余金	2,000,000
ソフトウェア	471,254	利益剰余金	480,525
その他	6,725	その他利益剰余金	480,525
投資その他の資産	4,846,544	繰越利益剰余金	480,525
投資有価証券	1,830,990	自己株式	△525,371
関係会社株式	1,427,545	評価・換算差額等	609,022
破産更生債権等	692,558	その他有価証券評価差額金	609,022
前払年金費用	1,431,616	新株予約権	27,713
その他	223,895	純資産合計	21,203,995
貸倒引当金	△760,062	負債純資産合計	27,234,481
資産合計	27,234,481		

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,218,431
売 上 原 価		8,006,121
売 上 総 利 益		4,212,310
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 差 額		406,328
差 引 売 上 総 利 益		3,805,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,593,746
営 業 利 益		212,235
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,068	
受 取 貸 貸 料	6,758	
保 険 配 当 金	4,052	
古 紙 売 却 収 入	6,705	
そ の 他	12,161	66,746
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,504	
貸 貸 収 入 原 価	1,539	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,119	
株 式 交 付 費	10,858	
そ の 他	343	26,365
経 常 利 益		252,616
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	171,610	171,612
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	1,125	1,127
税 引 前 当 期 純 利 益		423,101
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,847	
法 人 税 等 調 整 額	△41,794	△22,946
当 期 純 利 益		446,048

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利 益 合 計	利 益 剰 余 金 計				
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	繰 上 剰 余 金	越 越 剰 余 金						
平成27年4月1日期首残高	9,903,870	10,708,236	—	10,708,236	244,000	6,600,000	△6,476,961	367,038	△525,281	△525,281	20,453,862			
事業年度中の変動額														
剰余金の配当								△332,560	△332,560				△332,560	
当期純利益								446,048	446,048				446,048	
自己株式の取得											△89		△89	
準備金から剰余金への振替		△2,000,000	2,000,000	—									—	
利益準備金の取崩					△244,000			244,000					—	
別途積立金の取崩						△6,600,000	6,600,000						—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計	—	△2,000,000	2,000,000	—	△244,000	△6,600,000	6,957,487	113,487	△89	△89	113,397			
平成28年3月31日期末残高	9,903,870	8,708,236	2,000,000	10,708,236	—	—	480,525	480,525	△525,371	△525,371	20,567,259			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等		
平成27年4月1日期首残高	936,573	936,573	—	21,390,436
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△332,560
当期純利益				446,048
自己株式の取得				△89
準備金から剰余金への振替				—
利益準備金の取崩				—
別途積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△327,551	△327,551	27,713	△299,838
事業年度中の変動額合計	△327,551	△327,551	27,713	△186,440
平成28年3月31日期末残高	609,022	609,022	27,713	21,203,995

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社昭文社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社昭文社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭文社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社 昭文社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 裕之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島 達弥 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭文社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社 昭文社 監査役会

常勤監査役	渡 邊 裕	Ⓔ
社外監査役	関 聡 介	Ⓔ
社外監査役	桑 野 雄一郎	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は安定的な配当の継続を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針および当事業年度の業績を勘案し、普通配当を前期同様1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額332,558,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条（目的）につきまして、当社グループ事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加および修正するものであります。
- (2) 上記事業目的の追加に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。
なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種地図、ガイドブック、書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物(コンパクト・ディスク、デジタル・ディスク等)の企画、製作、出版ならびに販売</p> <p>(2) 事務用品、日用品雑貨の企画、加工および販売</p> <p>(3) 教材教具の製作および販売</p> <p>(4) 各種広告業</p> <p>(5) <u>地図類電子情報に関するコンピュータシステム・ソフトウェアの開発および販売</u></p> <p>(6) 地図類電子情報化についての電子応用機器用品の企画、製作、加工および販売</p> <p>(7) 地図および各種電子情報に関するコンピュータ処理業務</p> <p>(8) 電気通信システムを利用した情報処理および各種情報提供サービスに関する業務</p> <p>(9) インターネット、カタログ等による通信販売業務</p> <p>(10) 各種マーケティング・小売業務の遂行およびコンサルティング</p> <p>(11) 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋および管理業</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>コンピュータシステム・ソフトウェアの開発、販売および販売代理</u></p> <p>(6)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) インターネット、カタログ等による通信販売業務<u>およびその仲介業務</u></p> <p>(10)～(15) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(12) 経営コンサルティング業および各種コンサルティング業</p> <p>(13) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(14) 旅行業法に基づく旅行者代理業</p> <p>(15) 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業ならびにその代理店業務</p> <p>(16) インターネットのコンテンツの企画、開発、制作、配信</p> <p>(17) デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売</p> <p>(18) インターネットのサーバシステムの構築、運営、管理、リースおよび販売</p> <p>(19) コンピュータおよびその周辺機器、コンピュータソフトウェア、通信機器、事務機器の販売ならびに仲介</p> <p>(20) 測量全般</p> <p>(21) カーナビゲーションシステムの開発、製造および販売</p> <p>(22) 車両および測量計測機器のリース業</p> <p>(23) 広告企画・マーケティング事業</p> <p>(24) インターネットウェブサイトおよびモバイル（情報携帯端末）への広告事業</p> <p>(25) 飲食店業</p> <p>(26) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>(27) 各種チケット、商品券等の販売</p> <p>(28) 各種カルチャー講座の企画および開催</p> <p>(29) ホテル、旅館、その他観光事業の経営</p> <p>(30) 旅行斡旋および観光案内に関する業務および渡航手続の代行業務</p> <p>(31) 通訳業および翻訳業</p>	<p>(16) インターネットのコンテンツの企画、開発、制作、配信、<u>販売</u></p> <p>(17) ～ (49) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(32) 病院外における介護および看護に関する事業</p> <p>(33) 物品の販売、輸出入および仲介に関する一切の業務</p> <p>(34) 古物売買業</p> <p>(35) 集金代行業</p> <p>(36) 各種イベントの企画および運営に関する事業</p> <p>(37) スポーツ事業およびレジャー事業に関する一切の業務</p> <p>(38) 各種商品・売り場のデザインに関わる開発、研究、販売および開発、研究の受託</p> <p>(39) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理</p> <p>(40) 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得、利用開発、管理、使用許諾および販売に関する業務</p> <p>(41) 地域産業に関する商品の企画、立案および販売、調査の受託</p> <p>(42) 農畜水産物の生産、加工、販売および輸出入</p> <p>(43) 倉庫業、一般貨物自動車運送業および貨物利用運送業</p> <p>(44) 物品の仕分け、管理、梱包および発送に関する業務</p> <p>(45) 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(46) データセンター運用事業およびこれに付帯するハードウェアもしくはソフトウェアの販売または貸与等の事業</p> <p>(47) ポイントカード・プリペイドカードの発行および取扱</p> <p>(48) 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業</p> <p>(49) ビルおよび一般家屋清掃業 (新設)</p> <p>(50) 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>(50) <u>インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託および代行</u></p> <p>(51) 前各号に付帯する一切の事業</p>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更、規定内容の明確化等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である取締役を除く。</u>）との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	
<p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
	<p>(監査等委員会の権限)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u></p>
	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除および責任限定に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、第57期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、第57期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（2）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、第3号議案「定款一部変更の件（2）」が否決された場合は、当社は監査等委員会設置会社に移りません。この場合は、引き続き監査役会設置会社となりますが、現任取締役全員（6名）が本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、取締役の法定員数を欠くこととなります。このため、第3号議案の否決を条件として、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、第3号議案が可決した場合でも、否決された場合でも、以下に記載されている6名であります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	黒田茂夫 (昭和40年7月10日)	平成4年3月 当社入社 平成10年7月 当社GIS営業本部長 平成11年4月 当社開発本部長 平成11年6月 当社取締役開発本部長 平成14年6月 当社常務取締役デジタルコンテンツ本部長 平成17年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) キャンバスマップ株式会社 取締役 株式会社トリプコン 取締役	株 1,699,500
		取締役候補者とした理由 当社営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	大野真哉 (昭和38年1月8日)	<p>平成8年2月 当社入社</p> <p>平成13年10月 当社経理部長</p> <p>平成14年6月 当社取締役経営管理本部長兼経理部長</p> <p>平成19年4月 当社取締役経営管理本部長兼経営管理部 部長兼経理部長</p> <p>平成26年4月 当社取締役(経営管理担当)経営管理本 部長兼経営管理部部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>キャンバスマップル株式会社 取締役</p> <p>株式会社昭文社デジタルソリューション 監査役</p> <p>株式会社マップル・オン 監査役</p> <p>株式会社トリブコン 監査役</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社経営管理部門における豊富な経験と実績に加え、 当社取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有し ており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	株 21,600

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	内 田 次 郎 (昭和30年11月14日)	<p>昭和53年 3月 当社入社</p> <p>平成11年10月 当社電子営業部長</p> <p>平成14年 4月 当社デジタルコンテンツビジネス本部副本部長 兼電子営業部長</p> <p>平成16年 6月 当社デジタルコンテンツビジネス本部部長兼電子 営業部長</p> <p>平成18年 6月 当社取締役デジタルコンテンツビジネス本部部長 兼電子営業部長</p> <p>平成19年 4月 当社取締役デジタルコンテンツビジネス本部部長</p> <p>平成22年 4月 当社取締役デジタルコンテンツ営業本部部長兼 経営戦略室長</p> <p>平成22年11月 当社取締役経営戦略室長</p> <p>平成23年 4月 当社取締役</p> <p>平成25年 4月 当社取締役(事業戦略担当)事業戦略本 部部長</p> <p>平成27年 4月 当社取締役(グローバル事業担当)グロ ーバル事業本部部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>キャンバスマップル株式会社 取締役</p> <p>株式会社マップル・オン 取締役</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社営業部門および事業戦略部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	株 12,750

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	熊 谷 隆 司 (昭和30年 9 月23日)	<p>昭和54年 3 月 当社入社</p> <p>平成13年 9 月 当社制作本部副本部長</p> <p>平成16年 6 月 当社制作本部長</p> <p>平成18年 6 月 当社取締役制作本部長</p> <p>平成22年 4 月 当社取締役</p> <p>平成24年 5 月 当社取締役出版制作本部長</p> <p>平成25年 4 月 当社取締役(制作担当)</p> <p>平成26年 4 月 当社取締役(基盤情報制作・旅行情報制作担当)</p> <p>平成27年 4 月 当社取締役(基盤情報制作・メディアコミュニケーション・プラットフォームコミュニケーション担当)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>キャンバスマップ株式会社 取締役</p> <p>株式会社昭文社デジタルソリューション 取締役</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社制作部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。</p>	株 6,350

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	清 水 康 史 (昭和37年3月20日)	<p>昭和59年9月 当社入社</p> <p>平成18年4月 当社営業推進部長</p> <p>平成19年4月 当社営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>平成22年4月 当社出版営業本部長兼営業推進室長</p> <p>平成22年6月 当社取締役出版営業本部長兼営業推進室長</p> <p>平成22年7月 当社取締役出版営業本部長兼カスタマイズ営業本部長兼営業推進室長</p> <p>平成23年4月 当社取締役出版営業本部長兼カスタマイズ営業本部長</p> <p>平成25年4月 当社取締役(出版営業・ソリューション営業担当)</p> <p>平成26年4月 当社取締役(出版営業・ソリューション営業・メディアプロモーション担当)</p> <p>平成27年4月 当社取締役(出版営業・ソリューション営業担当)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社マップル・オン 取締役</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	株 8,800

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
6	安 藤 敬 太 郎 (昭和16年4月7日)	<p>昭和40年4月 株式会社光村原色版印刷所(現・光村印刷株式会社)入社</p> <p>昭和43年7月 株式会社スクエア入社</p> <p>昭和45年6月 株式会社ノイエ入社 取締役</p> <p>昭和45年11月 株式会社ノア設立 代表取締役</p> <p>平成2年2月 株式会社インスパイア(現・株式会社アングラス)設立 代表取締役(現任)</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社アングラス 代表取締役</p>	株 500
		<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>経営者として豊富な経験と幅広い人脈を有し、当社経営においても様々な観点からのアドバイスを、また独立役員として外的な観点からの経営の監視・監督を、行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 安藤敬太郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 安藤敬太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 安藤敬太郎氏は、株式会社アングラスの取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
5. 当社は、安藤敬太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 安藤敬太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（2）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	渡 邊 裕 (昭和32年2月16日)	<p>昭和54年3月 当社入社</p> <p>平成13年4月 経営企画室長</p> <p>平成13年10月 電子営業部次長</p> <p>平成19年4月 電子営業推進部長</p> <p>平成20年4月 デジタルコンテンツビジネス副本部長</p> <p>平成22年4月 デジタルコンテンツ営業一部長</p> <p>平成25年4月 経営管理部経営管理課長</p> <p>平成25年6月 当社常勤監査役(現任)</p> <p>平成26年6月 キャンバスマップル株式会社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>キャンバスマップル株式会社 監査役</p>	株 10,600
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社営業部門および経営管理部門における豊富な経験と実績に加え、当社の常勤監査役としての経験と知見を有しており、監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	関 聡 介 (昭和41年6月29日)	平成5年4月 弁護士登録 平成5年4月 本林・青木・千葉法律事務所入所 平成15年6月 当社監査役(現任) 平成16年1月 銀座プライム法律事務所開設(現任) 平成19年6月 高千穂電気株式会社(現エレマテック株式会社) 監査役 平成27年6月 エレマテック株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) エレマテック株式会社 取締役	株 5,800
		社外取締役候補者とした理由 弁護士であることから法律面における専門家であり、その専門的見地および見識より経営監視機能の充実が図れるものと考え、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。	
3	桑 野 雄一郎 (昭和41年5月18日)	平成5年4月 弁護士登録 平成5年4月 濱田・松本法律事務所入所 平成15年9月 骨董通り法律事務所開設(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	株 5,300
		社外取締役候補者とした理由 弁護士であることから法律面における専門家であり、その専門的見地および見識より経営監視機能の充実が図れるものと考え、監査等委員である取締役(社外取締役)候補者といたしました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関 聡介氏および桑野雄一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関 聡介氏および桑野雄一郎氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって関 聡介氏は13年、桑野雄一郎氏は11年となります。
4. 関 聡介氏は、エレマテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

5. 桑野雄一郎氏は、平成28年6月23日開催予定の豊田通商株式会社の時時株主総会で、社外監査役に選任される予定であります。当社と本社との間には特別な関係はありません。
6. 関 聡介氏および桑野雄一郎氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、企業の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、関 聡介氏および桑野雄一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、関 聡介氏および桑野雄一郎氏の就任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、渡邊 裕氏の就任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、関 聡介氏および桑野雄一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。関 聡介氏および桑野雄一郎氏の就任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（2）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成7年6月29日開催の時時株主総会において、年額3億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件（2）」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案および第5号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、現任取締役6名および現任監査役3名に対し、当社の定める一定の基準に従い、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給させていただきたいと存じます。

なお、打切り支給となる取締役6名および監査役3名に対する退職慰労金の具体的な支給時期、金額、および方法等につきましては、取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議（第3号議案「定款一部変更の件（2）」が否決された場合は、監査役の協議）に、ご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
黒田茂夫	平成11年6月 当社取締役 平成17年10月 当社代表取締役社長(現任)
大野真哉	平成14年6月 当社取締役(現任)
内田次郎	平成18年6月 当社取締役(現任)
熊谷隆司	平成18年6月 当社取締役(現任)

氏 名	略 歴
清 水 康 史	平成22年6月 当社取締役(現任)
安 藤 敬 太 郎	平成27年6月 当社取締役(現任)
渡 邊 裕	平成25年6月 当社監査役(現任)
関 聡 介	平成15年6月 当社監査役(現任)
桑 野 雄 一 郎	平成17年6月 当社監査役(現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 4階 富士



- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅からは…………… 1番出口より、徒歩約2分
- 東京メトロ有楽町線 魏町駅からは…………… 1番出口より、徒歩約10分